

保険料を納めるのが困難な方は、

『免除制度』をご利用ください。

申請免除の対象者は…

- ・所得が一定以下の人
- ・天災、失業等の理由により、保険料を納付することが著しく困難な人
- ・所得が一定以下で、保険料を全額納付することが困難な人(保険料一部免除)

法廷免除の対象者は…

- ・生活保護法による生活扶助を受けている人
- ・障害基礎年金又は被用者年金の障害年金・特別障害給付金(1級・2級)の受給者

国民年金 だより

問い合わせ先
保険年金課 年金係
☎(40)5558

所得による免除は、4段階！ますます利用しやすくなりました。

～平成18年7月より「4分の1免除」「4分の3免除」を実施～

前年の所得(1月～6月分までの保険料については前々年の所得)が、一定以下になると、月々の保険料の納付が免除されます。

免除の申請をして承認されますと、年金を受ける権利は保障されます。ただし、連帯して保険料の納付義務がある世帯主または配偶者のいずれかが免除の要件に該当しない場合には、当該被保険者については免除されません。(免除はそれぞれに所得制限があります)

世帯の構成人数等により所得制限額が異なりますので、詳細はお問い合わせください。(毎年度申請が必要です)

【免除申請の所得基準(目安)】

全額免除	$(\text{扶養親族等の数} + 1) \times 35\text{万円} + 22\text{万円}$	月々の保険料 0円
4分の3免除	$78\text{万円} + (\text{扶養親族等の数} \times 38\text{万円})$	月々の保険料 3,470円
半額免除	$118\text{万円} + (\text{扶養親族等の数} \times 38\text{万円})$	月々の保険料 6,930円
4分の1免除	$158\text{万円} + (\text{扶養親族等の数} \times 38\text{万円})$	月々の保険料 10,400円

扶養親族等が老人控除対象配偶者又は老人扶養親族であるときは48万円、特定扶養親族であるときは63万円

審査は、申請者本人・申請者の配偶者・世帯主の前年の所得により判定されます。基準を超えていても、失業した場合や天災により損害を受けた場合などの理由で免除が承認されることもあります。

全額免除を受けている被保険者は、改めて保険料の一部免除の申請ができるようにするため、全額免除の取り消しの申請ができることとされています。保険料の一部免除を受けている被保険者の場合も同様に一部免除の取り消しの申請をすることができます。このことにより全額免除の要件に該当している被保険者は「全額免除」又は「一部免除」の選択を行うことができます。

「4分の3免除」、「半額免除」、「4分の1免除」を受けた場合残りの保険料(納めるべき保険料)を納付しないと未納期間となります。

学生の場合は、納付特例の規定が優先し、免除申請を受けることはできません。